

1. 議事日程（平成30年第2回北広島町議会定例会）

平成30年6月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

真 倉 和 之 地域とともにある学校づくりと登下校の安全対策について
北広島町の現状の財政状況と課題について
亀 岡 純 一 人口減少を見据えた諸問題への取り組み
濱 田 芳 晴 次世代を考えるパート24

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 濱 田 芳 晴	2 番 美 濃 孝 二	3 番 真 倉 和 之
4 番 湊 俊 文	5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 宮 本 裕 之	8 番 山 形 しのぶ	9 番 亀 岡 純 一
10 番 梅 尾 泰 文	11 番 室 坂 光 治	12 番 服 部 泰 征
13 番 伊 藤 淳	14 番 中 田 節 雄	15 番 大 林 正 行
16 番 伊 藤 久 幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正	大朝支所長 竹 下 秀 樹	豊平支所長 益 田 智 幸
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 畑 田 正 法	財政課長 植 田 優 香
企画課長 砂 田 寿 紀	税務課長 浅 黄 隆 文	福祉課長 細 川 敏 樹
保健課長 福 田 さちえ	農林課長 落 合 幸 治	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 川 手 秀 則	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 中 川 克 也
消 防 長 石 井 雅 宏	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 西 村 豊
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長 堂 原 千 春	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。3番、真倉議員の発言を許します。

○3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。先に通告しております大綱2項目についてお伺いをいたします。初めに、地域とともにある学校づくりと登下校の安全対策についてお伺いをいたします。輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域が連携し、協働して取り組みを進めていくには、地域とともにある学校への転換が必要であります。複雑化、多様化しているといわれる学校現場の課題などを解決し、子どもたちの教育環境を今以上に充実させるには、地域住民との協力を得て、町内すべての公立小中学校において学校運営協議会の設置を進める必要があると考えますが、学校運営協議会には設置基準があるのか。広島県の学校運営協議会制度の導入状況は、平成29年3月31日現在の文部科学省の資料では13校であります。うち北広島町は2校ありますが、30年度については行政報告にあります。設置基準があるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、設置基準でございますが、いずれの学校の協議会につきましても、平成26年4月に北広島町学校運営協議会設置運営要綱により設置をしております。30年度につきましては、大朝小学校、大朝中学校、壬生小学校に協議会を設置いたしましたので、現在は5校となっております。県内でいえば、設置は北広島が一番早うございまして、数は多いほうでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） ただいま学校運営協議会の設置について答弁をいただきましたが、30年度で見ますと、本当に北広島町の学校運営協議会の設置は非常に前向きに取り組んでいただいておりますというように思いますが、これをさらに促進していくために、平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務になり、学校運営協議会の協議の結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することも努力義務化となりましたが、これが今後の地域とともにある学校への転換であります。地域が学校への応援団となり、学校は地域とともに発展していくべきだと私は思いますが、教育長の考えをお聞き

してみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 議員おっしゃいましたように、まさに地域とともに学校はあるわけでございまして、特に今年度で5年間を迎えました豊平学園では、昨年度は4回の委員会を開催をしております。学校の取り組みや学校評価、人事についての協議もいたしました。ご存じのように豊平学園は、ふるさと夢プロジェクトの中で、そばの学習をしておりますが、地域の協力を得まして、そばの畑、あるいは中学生のそば打ちクラブ等の協力をいただいたり、学校行事全般、子どもたちの教育活動、また、学校統合した学校でございますので、地域が一つになって学校を支えるという形ができました。先ほど申し上げました大朝小学校、大朝中学校、それから壬生小学校では、協議会の設置に向けて準備といえますか、練習も重ねてまいりました。そういう形の中で、地域の皆様と学校の理解が得られれば、今後順次、町内の学校を進めていきたいと思っておりますし、それから議員おっしゃいましたように、文部科学省のほうから努力義務ということもありますので、他の地域にも働きかけてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 教育長から非常に前向きな答弁がなされましたが、私は、議員になりましてから、教育の問題について非常に質問をしております。私が議員になった当時の学校と今の学校というのは非常に変わってきたと。非常に開かれた学校になってきたというような感じがいたしますが、そのようになっていただきたいと思っておりますし、先ほど答弁いただきましたように、学校というものは地域の支援なくして学校というものはなかなか前にはいかんというような感じがします。学校運営協議会制度の導入は、全国的には教育先進県といわれるところが力を入れているように思いますが、北広島町も平成30年度3校の導入をされるようですが、残る小中学校の導入計画はどのような計画を持っているか、先ほどちょっと言うていただきましたが、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 学校運営協議会制度の導入は、教育委員会のほうが一方的に進めるというものではないというふうに私は理解をしております。まずは学校長を中心とする教職員の理解、それからPTAの皆様、それから現在では、学校評議員制度、あるいは学校評価の制度もでございますので、各方面の皆様に、この制度についてPRいたしまして、そこでよしやろうということになれば、導入しようということに計画を今しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁いただきましたが、学校運営協議会は、先ほどありましたように、学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることでできる一定の権限を持っておられる方だと思います。このことは合議制の機関であり、そのため委員の当事者意識の向上、役割分担の明確化により、地域ぐるみの教育の実現に近づき、地域とともにある学校運営に備えるべき機能としては、熟議、協働、マネジメントの3つがありますが、学校運営協議会は、学校と地域がビジョンや課題、情報などを共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携し、協働していくための基盤だと考えますが、先ほど少し答弁をいただきましたが、少しお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 学校運営協議会につきましては、基本的に学校は学校教育目標とか、学校の取り組みについて示しておりますが、どちらかというと、学校用語でございまして、大変難しい表現をして、なかなか地域の皆様に理解が得られない部分もこれまでであったかと思っております。そういう中で、このコミュニティスクールに取り組みをいたしますと、まず、学校長が委員の皆様に対して学校の基本方針を述べて、それを承認をしていただいて、それから委員の皆様からも意見をいただくというふうな形で学校のスタートになります。そういうことで、地域と学校の関係でさらに近くなるというふうに考えております。議員おっしゃいましたように、熟議という言葉がありますが、しっかり学校の課題、あるいはビジョンを学校と地域が共有するということが最大の目標でありますので、これから学校、保護者、地域住民を結びつける大切なツールであるというふうに思っておりますので、先ほども何回も申しておりましたが、学校と地域の理解が得られれば取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） このたびの学校運営協議会の質問をするに当たりまして、私も、開かれた学校から、もう一遍初心に戻って、いろいろ本を読んできましたが、開かれた学校といわれる時代からみると非常に現在は変わってきた学校も、地域に対して非常に変わってきたものがあるというように思います。それでは、次の質問にいけますが、学校への登下校の安全対策についてお聞きをしてみたいと思います。先般の新潟県の小学校2年生の児童の不幸な報道を見て、何でこんなひどいことをするのかなと思っておりますが、特に登下校の子どもの周りには多くの危険がひそんでおります。交通事故は後を絶たず、不審者や自然災害による事故なども注意を払う必要がありますが、次の点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、子どもの好奇心は、大人の想像をはるかに超えております。登下校時は、基本的に教員や保護者の目の届かないため、羽目を外す子どもも少なくありませんが、町内の各小中学校の通学路の安全確認はされているのか。また通学路について、教育委員会に報告はされているのか。児童生徒の通学路の安心・安全な通学を考えると、雨天や風雨の強い日、積雪のときには狭い通学路を通学することは心配であります。このことを含めて学校に聞きますと、学校は何にも対応しとらんよという返事でありましたが、特に八重西地区から八重小学校へ通学する児童生徒の400メートル強の狭い通学路は行政の責務で改善すべきと考えますが、対策、対応についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 通学路の安全確認はということと、それからもう1つは、八重西地区の通学路の改修についてということの質問だろうと思っておりますけども、まず1つは、通学路の安全点検につきましては、教員あるいは保護者の方をお願いして要注意箇所の把握に努めていただいております。また、危険箇所については、教育委員会へ報告をしていただいております。そして、教育委員会としましては、北広島町通学路交通安全プログラムによりまして、警察、道路管理者、教育委員会等々で合同点検、そして、その推進会議を開催して、改善対策を検討しまして、対策を講じているという状況でございます。それから八重西地区の通学路でございます。これにつきましては、現在舗装もしてあり、それから道路幅につきましては、狭いところで90cmぐらい、それから広いところでは150cm以上あるということでございます。そういった面から改修については今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 大変明瞭な答弁をいただきましたが、今年の大雪のときに小学校へ電話したんです。あそこはどうするのかという、あの狭い道、今90cm言われましたが、私はこの間も言って、何遍もあそこ、わしはバイクで通りますが、バイクで通るのも怖いようなところあります。80cmから85cmぐらい、5cmぐらい違いましたが、あるんですね。これは里道を利用しておられます。あの狭い道を冬に通わずということはかわいそうに思うんです。そのことについては、今からは両サイドに草が生えてまいります。それでこの間も、あそこの近所の人、一体どうしてくれているのかといったら、できるだけ、刈るようにさせてもらいますということではありましたが、大人の僕らでもそう思うんですから、今からの子どもをやっぱり大事に育てていかないといかんということで、あの通学路については何とか考えてほしい。このことは、八重西地区のあそこを通学される父兄が言われるんですよ。それで路肩もよくありませんから、ご存じのように。課長さんも何遍も通ったいうて、この間言うてもらいましたが、行って見てもらえば分かります。本当に雪の降る日やなんかかわいそうであります。この間、生徒があそこ帰りよりましたんで、あんたら雪が降るときにはどうするのかといったら、長い分の長靴で通るんだと言いましたよ。それが私たちが子どものころは、親が、当時はかますというのがありました。かますひこじって歩いて通学路を作ってくれてましたが、あそこは道が狭いんで、あまりかまう人がおらん。その点については、今、答弁だからあがあ言いんさらにやいけんかったかも知れませんが、内部でしっかりこのことを考えて、路肩も考えてやらにやいけん。この間も行ってみると、路面を出て田の中に入って遊びながら帰ってました。僕らもあがあなときがあったんですが、それにしてもかわいそうだなと思いましたので、その里道へ下水管が埋めてありますが、そこらを踏まえて、もう少し道路を改良してやっていただきたいというように思います。次の質問にいきます。特に下校時は1人になり自宅へ向かうことが多く、不審者や交通事故、自然災害による事故が多々考えられますが、本日まで問題になるような事故はなかったのか。また、どのような指導と注意を児童生徒に学校としてされているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 現在まで大きな事故は発生をしておりません。そして、集団下校や地域の全体的見守りが大変有効であるというふうと考えております。また、学校としましては、登下校時の児童生徒の交通安全等の教育につきましては、警察あるいは交通安全協会等の指導を受けながら実施をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただきましたが、今まで問題がなかったということで、このことについては非常にありがたいことだと思いますし、保護者、地域の人を含めて皆さんが注意いただいていることだと思いますが、特に登校時は地域の宝である子どもたちを育てることを含めて、地域の方、PTAの方を含めて、登校時の見守り安全指導を実施していただいておりますが、このボランティアに参加していただいている方への傷害保険は現在地域で負担をいただいておりますが、これはあくまでも地域のボランティア活動ではありますが、行政がこれ負担をするというふうない方法はないのか。できないとすれば、その理由は何があるからできないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 地域の見守り隊の皆様には、日ごろ、雨の日も雪の日も見守り隊で、

子どもたちの安全のために登下校の実施をしていただきまして大変ありがとうございます。現時点では、議員がおっしゃいましたように、各見守り隊については、地域協議会等で保険に加入をしていただいている状況がございます。引き続き地域協議会のほうで加入をお願いしたいとは考えておりますが、今現在、町が加入しております総合賠償保険制度がございますけれども、これによって保険対象になる可能性があるということでもございましたので、その辺のところをもう少し研究させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 研究するというのは、いつまでに研究していただくのか、そのこともある程度の期限をもって対応していただきたいと思いますが、地域協議会、振興会のことだろうと思いますが、言うてもらうことはありがたいんですが、振興会も、例えば八重でいいですよ、八重中央総合センター持ってますが、指定管理料も払ってますが、電気代だけでお金がなくなるんです。だから、今年も総会で赤字が出るとして、補正をお願いに来られたと思いますが、そういうような現状で、振ってもらうのはいいんですが、お金がないんですよ。そこらを含めて、さっき言われた考え方をできれば今月いっぱいに出していただいて、いい考えをしてもらいたい。でないと、何で僕がこんなこと言うかという、ある方が毎日しておられたんですよ。その方が3日ほど私につかえるから、元行政のOBの方へお願いされたんですよ。3日ほど、私はちょっと出てくるけ、してくれんかと。その方は、わしは知らんよと言われた。それが公僕をもって働くところへ勤められた人かと思って私は疑問を感じましたが、そのことを今でもやってくれてる、そのことが先ほど言われた、事故が今までなく来たんだということが肝に銘じて、前向きな回答をいただきたいと思います。それでは次の質問にいきます。登下校時の事故については、保護者の責任か学校の責任かはしばしば問題となり、司法の場でも争われてきましたが、基本的には、児童生徒が校門を越えて学校の敷地に入った段階から学校の安全配慮義務が発生するといわれますが、平成20年の学校保健法から、学校保健安全法に名称が変更になってからは、児童生徒などに対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導なども明記され、通学路の安全点検や登下校時を念頭に置いた指導がこれまで以上に求められていますが、教育委員会の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 先ほどと重複するところがあるかも分かりませんが、まずは、安全点検でございますけれども、これにつきましては、学校あるいは保護者の方の協力を得まして、通学路の観点から危険なところを出していただいて、教育委員会へ報告をしていただき、北広島町交通安全プログラムの中で現地確認をし、優先順位をつけて危険箇所の改修を行っていきたいというふうに思っております。それから2つ目でございますけれども、これは指導というところの観点でございます。これは、先ほどお話をさせていただいたところでございますけれども、登下校時の児童生徒の交通安全等の教育につきましては、警察、交通安全協会等の指導を受けて実施をしていくということでございます。それから、3点目は、登下校時の児童生徒の地域で見守り体制を今後ともお願いをしたいということ、それから最後でございますけれども、交番安全連絡協議会の場を通じまして、学校での交通安全の教育の協力、依頼、あるいは登下校時のパトロールの強化などお願いをしていきたい。今もしておりますけれども、お願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） それでは次の質問に入ります。次に、北広島町の現状の財政状況と課題についてお聞きをしてみたいと思います。平成29年度の北広島町の会計閉鎖も5月末をもって終了いたしました。平成29年度の北広島町は、7月の集中豪雨で芸北地域を中心に大きな被害を受け、また例年と違い、大雪になり、除雪費の大幅増加と想定外の歳出がありました。先日報道されました北陸地方のある県の自治体では、豪雪による除雪に多大の費用がかさみ、基金を全額取り崩し、給与も職員のカットにより、財源の確保を言われていましたが、もともと全国の自治体の財政計画は、内閣が作成し、全国の自治体の歳入のあり方は、基本的には国の地方財政計画によって決定をされることとなりますが、これは私から見れば、自治体の財政の自主権の欠如だというような気がいたします。歳出についても補助金などでコントロールされているのが全国の自治体の現状だということに思います。次の2点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、平成29年度の決算見込みにおいて、北広島町の財政状況は、昨年と比べてどのように変化しているか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 平成29年度の決算見込みにおいて、北広島町の財政状況は昨年度と比べて、どのように変化しているかというご質問でございます。一般会計における平成29年度決算見込額は、まだ確定数値ではございませんが、歳入が170億円前後、歳出が165億円前後となる見込みであり、28年度決算額を大幅に上回る見込みでございます。要因といたしましては、議員が先ほどおっしゃったように、昨年7月に発生した災害に係る復旧費、記録的な大雪による除雪費、また大型事業を含んだ総額10億円近い繰越事業の実施などが挙げられます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 先ほどの北陸地方のことを話をしましたが、本当に財政的にはかなり、29年度においては、ボディーブローが効いとるなというような感じがいたします。それでは次の質問にいきますが、このたびは、軽くいきますので、9月にしっかりさせてもらおうと思いますが、次に、決算見込みを踏まえて課題と今後の対応について、お考えをお聞きしたいと同時に、現状の財政調整基金の残高では、梅雨明けによくある大雨被害、台風による被害、豪雪による除雪被害を予測した場合の対応を考えますと、財政調整基金の積み立ては、決算の繰越金の2分の1は財政調整基金に繰り入れると定められておりますが、繰入額の予測がつけられれば、併せてお聞きをしたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 決算見込みを踏まえての課題ということでございます。平成29年度は、災害復旧や除雪などの特殊な要因があったとはいえ、決算見込額の規模が大きく、また、一般財源歳入の確保が厳しい状況もあり、財源補填のために8億6000万円の財政調整基金を繰り入れて財政運営を行っております。こうした状況はここ数年続いており、このままでは基金が底をつき、実施したい事業ができなくなるどころか、通常の行政サービスにも影響を及ぼすことになることが考えられます。今後、町民の皆さんや議員各位のご協力を得ながら、職員全体でさらなる業務の見直しや事業の節減、削減に取り組み、確保できる歳入に見合った歳出での予算編成、決算規模を目指す必要があると考えております。また、繰越金の基金への積み立てについてのご質問でございますが、平成30年度の繰越金は、平成29年度歳入から歳出を差し引いて、さらに繰越明許に係る一般財源を差し引いた金額でございます。先ほどの答弁に

において、29年度の決算見込みとして、歳入170億円前後、歳出165億円前後となる見込みとお答えしました。この差額から繰越明許に係る一般財源4億円を差し引いた額は1～2億円前後の繰越金になると見込んでおります。地方財政法第7条において、2分の1を下らない金額を積み立てなければならないということになっておりますので、差し引きの余剰金の2分の1以上の額ですが、金額にして1億円前後の額を財政調整基金に積み立てる予定にしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 私は、それとはもうちょっと積み立てができるかなと思っておりましたが、僕がなぜこういうことを言うかといいますと、合併して間がなく、本当に前町長のときに財政的に苦労してまいりました。これは執行者、職員、議員も給料カットをして、財政を立て直してきましたし、そういう思いは、今からはしてはならないと。また、させてはならないというように思っておりますので、この財政についてはしっかり何していただきたいと、その当時の第1次財政再建計画の中で、予算は135億前後にしようというようなあれでやったような気がしますが、そういうことを踏まえて、来年度については取り組んでいただきたいというように思います。これについては9月議会でしっかり聞かせていただきたいと思っております。以上で、私の質問は終わります。

○議長（伊藤久幸） これで真倉議員の質問を終わります。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。一昨日、歴史的な米朝首脳会談が行われました。朝鮮半島、ひいては北東アジアの平和と安全、さらには、拉致問題の早期解決を望むところであります。さて、今般の一般質問におきましては、私は、人口減少を見据えた諸問題への取り組みについて質問させていただきます。日本の人口は、これまでの100年で3倍に増えました。これからの100年では、3分の1に減少すると予測されています。6月2日付の新聞でありますけれども、厚生労働省は、6月1日、平成29年の人口動態統計を発表した。そこで、生まれた子どもの数は94万6060人、これは過去最少でありまして、2年連続で100万人を割り込んだと。まさに少子高齢化に拍車がかかっていると。これからの問題はそれだけでなく、日本の年間死亡数は、高度成長を支えた団塊の世代が90歳代を迎える2037年から2042年、今から約20年ぐらい先の話ですが、このぐらいが死亡する方が一番多くなる。毎年約166万人が亡くなると予測されています。さて、このような人口激減を見据えて、町は、どのような未来を思い描きながら、今現在、私たちが直面している具体的な諸問題をどう乗り越えていこうとしているのか。未来に責任を持つ立場でともに考えていきたいと思っております。そこで、まず第1点目、町の財政についてお尋ねしたいと思っておりますが、先ほど、ちょうど同僚議員から質問がありましたので、重なる部分は省略していきたいと思っておりますが、具体的な数字で、28年度決算では21億9200万円、今のは財政調整基金の話であります。29年度が13億8600万円、そして30年度の見込みが9億8900万円、これは最近の町広報に出た数字でありますけれども、このようになっております。このように非常に急坂を下りおられるように財政調整基金、いわゆる貯金が減っていつている。その主な理由についてお尋ねします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 財政調整基金が大幅に減少している理由についてお答えいたします。平成28年度末の22億円から大幅に減少する理由といたしましては、普通交付税における合併



特例加算分の段階的廃止により一般財源歳入の確保が厳しく、平成29年度、30年度における財源不足分の補填として、また、平成29年7月に発生した大規模災害に対する緊急的な対応として、総額14億7000万円を繰り入れる予定としているためでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 合併特例加算の減少に対してということでありましたが、さらに、災害に対する措置ということですが、まず一つ、現段階での見込みはこの数字でありますけども、今言われた合併特例加算については、国の方針で、段階的になくなっていくのが延長されたと思うんですけども、その辺のところの見通しと、それから災害に対する措置については激甚災害を指定していただいたことによって、補助率が通常よりも上がった形で交付をしていただけるといふふうに思うんですけど、その辺のところを説明していただければお願いします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 合併特例加算についてですが、合併特例加算については段階的な廃止により、平成26年度と比較しますと、平成27年度から5年間で9割、7割、5割、3割、1割と減少しております。平成32年度からは一本算定になりますので、ゼロになる予定になっております。あと、災害による特別交付税についてでございますが、平成29年度の本町の特別交付税は、総額で6億5000万円余りありました。前年度と比較しますと1263万円の増額となっております。12月の交付では、対前年度約6000万円の減額になっておりましたが、大幅な減額となることが想定されておりましたが、災害や除雪に対しての交付が大きく加算されていると思われまます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ちょっとよく分からなかったところ、もう一回質問しますが、一つずつ分けていきましょう。合併特例加算の話ですけども、合併して10年間、平成17年から27年までたって、あと5年間かけて段階的に減っていく。それで32年という数字が出てくるんだと思うんですけど、その後、何と言われたんでしょうか。これが伸びたんじゃなかったんですか。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 先日、閣議決定されて延長されたのは、合併特例事業債の起債のほうでございまして、交付税の合併特例加算については、32年度からゼロというところになっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） すみません、それは私の勉強不足でした。ということは、このことに関する見込みは、当初の見込みと変わらないという、そういうことですね、分かりました。それからもう一つ、次の災害についてのところなんですけども、数字は言っていたんですけども、分かりやすく説明していただけないでしょうか。だいたいのところでもいいんですけども、大まかなところで、町民の皆さんから、こんなふうに貯金がどんどん減っていく、この減っていくのは災害があったから減ったんか、そしたら、それなんだけども、激甚災害に指定していただいて、補助率が上がったら返ってくるじゃないか、その辺はどんなふうになっているのかというところを分かりやすく説明していただければと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 特別交付税については、確かに激甚災害に指定されたことによりまして、大幅な減額となることを想定していたところなんですけども、その際、激甚災害に指定され

たことで大幅な減額になることはなく、加算をされているという状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 補足をさせていただきます。災害が起きますと国の検査を受けるわけですが、それまでに設計書というものを作ります。その災害査定を受ける設計書は単町費であります。それもかなりの金額を要します。それから本町では、小災害、農林でしたら40万円以下、公共でしたら60万円以下です。そういった災害を単町費でやっております。ですから、それらの部分についての経費がかかるということがあります。先ほど申されました激甚災害とかいうものは国が定めております規模以上のものがその災害認定をされて、国からの補助をもらったりとか、足りないところはうちの起債をかけたとかできますので、そういった部分で思われているのだと思いますけれども、そういったもろもろの費用が、災害が起きますとどうしても出てきます。そういった部分で、条例にありますように、財政調整基金の使い道というのは、4項目程度示されていると思いますけれども、その災害に影響する部分ということで財政調整基金を使わせてもらったということでございます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） それでは、ちょっと質問の仕方を少し変えて、今回の災害に対して、国から災害に対する金額は、どのぐらいの補助が全体として出しているのかということとは分かりますか。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 国からの補助金全体の話でしょうか。激甚になったからという意味でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 災害に対する費用が総額19億円と、20億円近い金額が必要になってくる。しかし国からは補助がこのぐらい出るという額が分かれば。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 今、資料持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） それでもう一つ、昨年12月議会で同僚議員が質問した関連なんですけれども、このままでは32年度に基金が底をつくと聞きました。それで、現時点での見通しというところを聞こうと思いましたが、これ先ほども答弁されていたので、ここは省いてまいります。また、財政健全化についても、昨年12月に答弁いただいたところとさほど変わってないんじゃないかと思うんですが、ちょっと復習してみますと、昨年12月時点での財政課長の答弁の中では、本町が確保できる歳入に見合った歳出額で財政運営を目標を立てていくと。それについては投資的事業の抑制や平準化、人件費の抑制、補助金の見直しなど、徹底した経費の削減による健全な財政運営を目指すと。さらには後世に負担を残さないように、公共施設の管理計画の策定による適切な維持管理を行っていくというような御答弁をされておりました。半年しかたっていない中で、特に変わったところはあまりないかと思うんですが、何かあればお願いします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 財政健全化のための取り組みということでございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、特に変わった点はないんですけれども、これまで取り組んできました

補助費の見直し、内部管理経費の削減などを継続して取り組んでいきます。先ほども投資的事業の圧縮、平準化を行うというところもおっしゃいましたけれども、それによって、当該年度の予算規模の圧縮、将来的な公債費の縮減を図って、将来負担の軽減を図っていくなどの取り組みも引き続き行っていきます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その辺については、みんなでしっかりと見ていかないといけないというふうに思います。たくさん用意してありますので、次の質問にいきます。火葬場の問題であります。12月議会で、老朽化に伴う修繕費の増加や将来的な利用者数減少が見込まれる火葬場の再編を町内の皆様からいただいた意見や質問を参考にして計画策定し、理解を求めながら進めていくという町民課長の答弁でありました。改めて、今後の進め方、具体的などころがありましたら、その予定をお伺いします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 火葬場の件でございます。今後の進め方等につきまして、町民課からご答弁申し上げます。昨年度、老朽化しました芸北地域の火葬場に関する、また本町の火葬場整備計画につきまして、芸北地域住民の皆様説明会を開催して説明をしてきたところでございます。その中で、いただきましたご意見、ご質問等を参考にしながら、現在も計画の検討を行っているところでございます。今後、芸北地域に限らず、大朝地域も含めてでございますが、皆様にしっかりと説明をさせていただき、町内の火葬場の整備、運営の計画を作成を進めてまいりたいというふうに考えております。具体的に、それじゃあいつどうするのかということまでは、まだ至っておりませんが、少なくとも住民説明会でいただいた意見、それに対してのお返しはしていこうというふうには思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 当面、その住民説明会を待つような形なんですけども、だいたいいつごろ考えられてますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今の現時点で申しますと、昨年11月に開催をさせていただいております。それまでには、今年秋までには遅くとも開催をさせていただきたいというふうには思っております。また、その他の地域につきましては、まだいつというふうにはちょっと申し上げにくいところがございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その辺のところ、いつやるのかな、どうなっているのかなという話がよく出てきておりますので、しっかりとお願いしたいと思います。それでは次の質問にいきます。今度は、八幡高原の辺り、浜田市と本町の県境での風力発電計画について質問いたします。昨年出された風力発電計画とはまた別な新たな計画案が今年の5月29日に業者のほうから説明が地元でありました。この新たな計画案を町として把握しておられますでしょうか。分かったら、その内容をお知らせください。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 浜田市と本町の県境での風力発電計画についてでございます。本年5月18日に事業者が本町を訪問し、事業説明を受けたところでございます。事業者の説明によりますと、環境影響評価法に基づいた環境アセス手続中でございますが、仮称大佐山風力発電事

業のこの計画段階、環境配慮書に対する経済産業省、環境省、広島県の意見書及び町の意見を取り入れまして、以前の計画は廃止ということになりました。その代わり、新たに、仮称でございますが、新浜田風力発電事業ということで、新たにこの計画段階の環境配慮書を作成するということになっており、先ほど議員からもありました、八幡地区で5月29日に説明会をされたということでございます。主に変更された点でございますが、風車の配置、これを変更するという計画になっておりました。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その計画変更を受けて、今週の火曜日の中国新聞にもう既に出ておりましたけども、町に対して、住民から要望書が出されたということでありましたが、この計画案を受けて、町としての対応を改めて伺いたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今週の月曜日になろうかと思います。八幡地区の方から、町に対しまして、配慮書への項目追加等、また要望、町から事業者に対して要望してほしいという要望書いただきました。本町としましては、県とも相談して、事業者に対しまして、今の八幡地域から出てきた意見、要望等を酌みしたものを事業者に対して要望を出していこうというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今回、要望書ということでしたので、それを業者のほうに町として出してくださいという、それを受けたということですね。先ほど町民課長からの答弁にもありましたように、昨年の計画に対して非常に反対が大きい。今回の計画に対しての配置は変えてありましたが、やはり景観に対してかなり八幡としてはダメージがあると、これは八幡の自然を楽しみに来る方々にとって大きな、また八幡にとって人口がどんどん減っていく中で、そういう観光客を呼ぼうというようなところに対しても非常に影響があるということで、さらには自然環境、八幡湿原というのが非常に貴重な湿原であります。これに対する影響とか、そういう点からも、ぜひともこれについては、ここには風力発電は建てないでほしいと、そういうような声が上がっております。その関係で、これも昨年の6月議会で同僚議員が提案された内容がありまして、北広島町景観条例を作ってはどうかと。風車の問題とかに対してどうかという提案がなされたときに、町としても、それは検討するというような回答であったと思うんですが、その後どのようになってますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 本町独自の景観条例の制定ということでございます。北広島町におきましては、広島県条例のふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例、これによりまして、芸北地域が西中国山地国定公園周辺景観指定地域に指定をさせていただいております。この地域におきます広告と、また大規模行為に対しまして届け出が必要ということになっております。景観法や県条例、これを基本としまして、環境保全により景観が維持形成されていくものというふうに考えております。町独自の景観条例の策定はしておりませんが、本町では平成27年3月に議会でも承認いただきまして北広島町環境保全に関する条例、これを一部改正しており、これに基づきまして、平成29年3月に北広島町環境基本計画、これを策定しております。本町の環境保全につきましては、これらの条例、計画に基づきまして、町民、事業者、町が相互に協力し合って、地域の環境問題を解決していくこと、よりよい環境づくりの取り組み、こ

れを効果的に推進し、また、県条例と関連しながら、具体的な施策を展開していくことが必要というふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今答弁いただきました平成29年3月の環境条例というもの、それから、先ほどの県条例、その辺を合わせて、今回の風力発電に対してはどのような制約というか、関係性が考えられますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 環境保全条例につきましては、これは景観条例に近いものがございます。そして、今回の風力発電に対しての規制根拠になるかということでございますが、今回、ご承知のとおり、風力発電の建設地、これは町外、また県外でございます。従いまして、県の条例、また、本町の条例、これの対象にはならないということで、規制または行政指導等は無理だということでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 無理であれば、直接本町の土地ではないということであれば、それこそ景観の観点からすれば、立ってる土地は、本町の土地でなくても景観が害されるという、その辺が言えるんじゃないかと思うんですけども、その辺について、環境条例というのは必要になってくるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議員おっしゃるとおり、隣の町等にでき上がるもの、確かに本町から見ますと、景観悪化するんじゃないかというような状況あるかと思いますが、これに対しまして、広島県内でも景観条例をいくつか作ってる市がございますが、これも、こういった規制ができないというような中身の条例であるということを知っております。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） なかなか難しいところはあるかも知れませんが、一つ付け加えておきますと、この風力発電ができて、昼間の景観だけじゃなくて、かなり高いところに立つ関係上、夜、航空機等の安全を確保するためだと思うんですけども、かなり明るい光が点滅する。皆さんご存知と思うんですけども、既に木東原川の奥のほうに立ってる、遠くに見える風車のところからも、その光が見えます。それが今回の計画で近いところに建って、そういうのがチカチカすると。これ非常に景観、八幡の夜の星を見にくくなる方、それから写真を撮ったりする、非常に困るということもあります。こういう景観を保全するという意味でも検討していただきたいというふうに思います。もう一つ、島根県江津市に今年の4月1日付だったと思うんですけども、小型風力発電施設設置に係るガイドラインというのができたそうではありますが、このようなものを北広島町として風力発電施設設置に係るガイドラインというものを策定してはどうかと。今回は、町内の設置ではないんですけども、今後、町内にまたこんな話が出たときにそこに問題が起きないように、問題がない形で作れるんなら作れる、作れないなら作れないというところをこのガイドラインというのを作っておいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 風力発電設置に係るガイドラインでございますが、風力発電事業につきましては、環境影響評価法及び条例等の対象事業となっております。関係行政機関と連携しま

して、この環境悪化の未然防止対策、これを図っておるという状況でございます。このように既に仕組みができております。現在、風力発電設置のガイドライン等は検討していないということでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 分かりました。既にあるということで理解いたしました。では次の質問にいきます。公共交通体系の話であります。これは、これまでに合併を機会に従来の路線バスに加えて予約型のホープタクシーの運行をしたいと。町内全域をカバーする公共交通サービスをやってきたという経緯があります。さらに、合併後10年が経ったので、この辺、高齢化や人口の減少がさらに進む、そういう関係から環境が変化したということで、今後の公共交通のあり方を再検討するというところで、平成28年度、平成29年度に町としても新たな計画を策定されております。これを具体的に10月から実施されるということではありますが、その中で、一つポイント絞って質問してみたいと思うんですけども、他市町間を結ぶ広域路線についてであります。これを今言ったような人口減少、高齢化といったところで利用者が少なくなってるので維持していくのは難しいというところから減ってきたということはあるんだと思うんですけども、逆に高齢者が免許証の返納等によって非常に不便になっている。そういう中で、例えば広島市内に出ていくのにお年寄りがバスを乗り換え乗り換えしながら行かないといけないというのはなかなか大変だということあるんですけども、こういった広域路線を維持していくための課題というのはどのように考えておられますか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 他市町間を結ぶ広域路線の維持の課題というご質問でございますが、現在の路線ということで説明をさせていただきたいと思っております。現在運行している、もしくはいただいている広域路線につきましては、芸北から戸河内インター、それから千代田から安芸高田、それから可部～大朝、広島～大朝、安佐営業所～豊平、広島～豊平間、プラス高速バスというのがございます。千代田～安芸高田間については町営バスということで運行させておりますが、その他の路線については、基本的には民間事業の路線という運行状況になっております。そういった多くの他市町間を結ぶ路線ございますが、高速バスはご存じのとおり、かなりの乗車率が高くて、ドル箱になっているという状況でございますが、今申しました路線につきましては、高速バスを除いて、どの路線においても乗車人数がどんどん減ってきていると、これは現実でございます。そのことにより経営は非常に厳しいという話もお伺いしております。実際経営につきましても、損失の一部補填ということで、県や国、それから町が負担を行っている現在状況でございます。その中でも特に乗車人数が少ない路線については、さらに町の負担が増えているという状況がございます。そういった状況もありますので、民間事業者においても、なかなかこれを継続していくということは困難だということをご理解をいただければと思いますし、町の財政においても、同様に今後も負担が増え続けるということになろうかと思っております。課題ということでございますが、基本的には採算がとれるかどうかということが究極の課題になろうかと思っております。町としましても、利用者の増ということが取り組みとしてもありますが、何ぶん広域路線につきましては、他市町の間、それから当然民間事業者ということ、それから補助金の関係では、国、県といった、いろんなところとの調整ということがあって、すぐにダイヤ、それから路線数、路線区間を柔軟に変えていくといったようなことは困難であるということがあります。ということで、基本的には、先ほど議員ご紹介ありましたよう

に、今年度から再編の検証の運行でやっていくということでございますが、この再編計画の中で、その利用状況見ながら、基本的にコンパクト&ネットワークということが総務省、それから地方創生の中でも、これは避けて通れない問題ということでございますので、再構築をしていくというようなことを考えております。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 時代の流れの中で、この辺のところは、今までのようなやり方ではやっていけないんだろうなというのは、誰が考えても分かることではないかと思えます。そういう中で、どんなふうやっていくかというのを将来、将来を見据えて考えていけないんだろうなと思えますが、一つ具体的な例でお尋ねしてみたいんですが、以前、安佐豊平芸北線というのが、いわゆる中線というふうに呼ばれてたバス路線があった。それが今なくなっているんですけども、これがあると非常に助かるなど。今現在は、それに相当するのが芸北の上荒神原から朝一番6時47分発のバスが1本、これが広島インターまで行ってるのが1本あるだけというような状況になってます。先ほどの路線がなくなったところの経緯、どうしてこれがなくなったのか、その辺のところは分かりましたら、お願いしたいんですが。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 路線の、恐らく広電の営業だったと思いますが、基本的には、乗客が少ないということに尽きると思えます。これもこういった広域のバスも、かかる経費、それから営業収益あるわけですが、その不足分が全部補助金として出てるわけではなくて、当然、事業者も負担をし、よそでもうけたお金をそこで使っている。それから国も補填をします。県も、それから今の場合でいきますと、恐らく沿線の、旧町時代ですとそれぞれの市町が負担割合を持っているということでございますが、これも乗車人数が極端に少なくなると、国ももうお金は出さないということで、その分もそれぞれの市町が負担していくということ、プラス運業者も負担が増えるということで、やむを得ず短い区間ということになったものだと思います。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 当然のことだろうなというふうに思います。その辺について、先ほども申しましたが、やっぱり新しい発想というか、考えていけないといけないんだろうなというふうに思います。持続可能な、生活がやっぱりかかっておりますから、その辺のところを考えていけないといけないんだろうなというふうに思います。次の質問、公衆トイレの質問です。町内の公衆トイレは、北広島町公衆便所設置及び管理条例に定められた12か所があります。これらの管理はどのようになされていますか。その費用は年間いくらくらいかかっていますか。お願いします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） これら12か所の公衆トイレにつきましては、整備いたしました事業により管理する主管課が複数にわたっております。管理方法につきましては、清掃委託や管理委託によるもの、くみ取り、点検などの実施により管理している状況でございます。費用につきましては、平成30年度における当初予算で168万5000円を計上しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） これもだんだん、作ってから年が経つと当然古くなってきますし、管理が大変だろうなというふうに思うんですけども、実際もうほとんど、使うに耐えないようなところ

もあるんじゃないかと思うんですが、その辺のところはどんなふうに、それぞれの主管場所で管理していることでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） それぞれの課において管理はしておりますけども、公共施設の見直し、活用されてないものにつきましては、今後、公共トイレの利用頻度等も含めて検討しまして、廃止等も考えていくというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そういう中で、観光等その集客を考えた場合に公衆トイレがなくて困ってるという話も場所によってはあります。ちょっと具体的なところを言えば、乙九日炎の祭典が行われる亀山八幡神社の公衆トイレ、これは町のものではなくて神社の公衆トイレなんですけど、非常に小さくて、男女別になってない神社のトイレでありますけど、実際、普段から、ここは前に駐車するスペースもある関係で、たくさんの方が利用されています。そしたら、これはもう少し、今度町のほうで整備していただいやるとか、男女別のもう少しちゃんとしたのにしていただくとかいうようなことはできないものかなと、こういう要望が新たにあった場合に、町としてどんなふうに対応するのか。それに対して必要な要件があるのかという、その辺のところをお願いします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 新たなトイレの設置につきましては、要望があった場合には、現状における必要性及び将来に向けた維持管理経費、負担等を考慮した上で、建設について検討してまいりたいと思います。また、設置場所等によって、それぞれ有利な補助事業等検討して整備等も進めていく必要があるというふうに思います。必要な要件につきましては、施設の利用頻度、利便性、それから建設後の維持管理の容易さ等が考えられます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ちょっと踏み込んで、今の神社の敷地内について、そこに町のトイレをつくるということは、何か問題がありますか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 神社敷地内のトイレということでございますが、公共性が高い、公共的な利用が高いということであれば、今後検討はさせていただきたいと思いますが、そういった、今、財政状況の話も先ほどから出ておりますけども、そういった何か有利な補助等々あれば検討してみたいと思いますけども、新たな建物については慎重に、今後の維持管理経費のこともございますので、しっかりとした将来を見据えた、利用者のことも考えながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） もっともな答弁だと思います。非常に財政厳しい中でありますから。その中で、将来的に、将来を見据えて考えていくということで、この辺のところは、地元の皆さんもしっかりと考えていただきながら、進めていければなというふうに思います。最後の質問にいく前に一つ漏れてた質問がありますので、ここには書いてないんですが、先ほどの、一番最初の町財政のところの災害に関するところの問題で、その関連の質問なんですけども、災害の小規模災害、地域施工補助の話、先ほど出てましたけども、最高40万円までだったら半額20万円を補助するという小災害。これのことについて、それぞれの田んぼに被害を受けた方たち



がどんなふうにしたらいいんか、どうなっているんかな、どうすればいいんかなという声がよくあります。ちょっとこれについてお尋ねしたいんですけども、具体的に去年の災害で田んぼの畦が崩れた。しかし、規模が小さいので40万円以下で済むだろうというような場合、どのようにすれば、その補助を受けられるのか。その枠はどのぐらいあるのか。いつまでにそれを申請しないといけないのか、その辺のところをお願いします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 昨年7月に発生した豪雨災害につきましては、公共土木施設については60万円以上、それから農地、農業用施設については40万円以上というのが基準、定めがございます。それ以下のものについては査定を受けることができなくなっております。小災害、特に農地の関係でございますけども、それについては、小災害の査定を受けておまして、小災でとれるものについては採択をしております。それから議員がおっしゃいました地域施工支援事業については、昨年7月の大災害を受けまして、被災者限定の地域施工支援事業のメニューを作っております。それについては、被災の事実が明らかで報告を受けたものについては、昨年度もなかなか手が付けられない状況が見受けられましたので、また今年も引き続いて被災者限定の地域施工支援事業については継続して取り組んでおります。被災を受けて、町のほうに報告をされた方については、被災者限定用のそういう地域施工支援事業がありますよということで、文書でお送りさせていただいておりますので、既に申請をされた方もございますし、今から申請をされる、文書で送っておりますので、29年度に限らず、30年度も申請できますよということでお知らせをしております。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今の文書でありますけど、その文書については、各実際に受けた方に直接送られているの、それとも区長宛に送られているんですか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 被災者の方にお送りをさせていただいていると思います。ちょっと区長さんに送っているかどうかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員、通告外に当たるんで、ここまでにしてください。亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 分かりました。それでは最後の質問です。町長の所見をお伺いいたします。国立社会保障人口問題研究所の推計は、現在の状況が今後も続くと仮定した場合、北広島町の人口は、2060年には現在のほぼ半分9963人まで減少するというふうになっています。これを踏まえて、町長はどのような町政運営を決意されているのか、その決意をお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） ただいま紹介がありました国立社会保障人口問題研究所、通称社人研というふうに言っておりますが、これが推計をした数値を紹介いただきました。2060年の推計ということですので、だいたいの話であります。最近また新しい情報も出ておりますので、2040年度の推計で比較をさせてもらおうと思いますけども、前回公表があったものは2010年、平成22年の国勢調査までを基礎データとして推計をしたものでありまして、1万3528人、2040年はそういう数字でありましたが、このたび2015年、平成27年の国勢調査までを基礎データにして社人研が推計した値ですと1万3889人です。前回よりも361人増えた、減りようが少なくなったということでもありますけども、情報修正が若

干されたということでもあります。これは平成27年の人口の73.4%になるということでもあります。この数値が高いほど人口減少が緩やかであるということでもありますけども、県内の9つ町がありますけども、その中で、坂町、府中町、海田町に次いで4番目に高い数値、減らないという数値になっております。また、県北市町の中でもトップクラスであります。このことは、これまで実施しております施策の成果が少しずつではありますけども、出てきているのではないかと考えております。そうは言いましても、減ってきておるのに間違いはないわけでありまして、この減り具合ができるだけ少なくなるように、これからも力を入れていかなければならないというふうに思っております。本町におきましても、平成27年度に総合戦略、平成28年度に長期総合計画を策定し、Uターンの促進をはじめとした移住・定住対策の強化を図っているところであります。柱としては、地域に根づき、未来を担う人づくりとして、働く場の提供、元気で安心して暮らせる環境づくり、集落の維持や災害等に備える仕組み、体制の強化ということ掲げて取り組んでいるところであります。これらは、個別の施策で成果が出るものではなく、相互に連携し、補完し合うことで、総合的なもので成果が出てくるものと思っております。第2次長期総合計画に基づいて総合的な取り組みが必要であると考えております。着実に魅力あるまちづくりを進めてまいります。しかし、この人口問題につきましては、町の取り組みだけで成果が出るものではないというふうに思っております。地域づくりの中でも若者定住など大きな課題であるというふうに感じております。地域の皆さん、町民の皆さんと力を合わせて取り組んでいかなければならないと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ありがとうございます。町長の決意は分かりました。しかしながら、北広島町は非常に広うございます。旧千代田町においては、役場中心として工業団地もあつたりと、若い方がたくさんいたり、仕事をする場所もたくさんあつたりという状況で、希望的でありますけども、周辺部に行きますと、これは限界集落というところがまたどんどん際立ってきているように思います。その辺のところもしっかりと見据えながら、将来的に将来に向かって、責任持って私たちがそれを築いていくという意識を持ってやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上で質問終わります。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 先ほど、災害事業に対する国、県の補助金についてご質問がありましたので、答弁させていただきます。査定を受けた事業費は、全体で16億3608万円余り、そのうち国、県の補助金は13億9126万円余りを予定をしております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） これで亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。45分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 35分 休憩

午前 11時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。私は、次世代を考えるパート24ということでございます。私は常に、何をどうやって次世代につなげていくかというのをだいたいテーマに、常日ごろ考えております。その中で、空き家対策について今回は質問をしてみたいと思います。昭和40年代、私も42年に高等学校を卒業しております。その頃から、核家族という言葉があったわけじゃないですが、核家族が始まっております。さすれば、私を作ってくれた年代の親が住んでいたところは、亡くなられたら、ほとんどが空き家になるケースが多いと。これは田舎だけじゃない。都会の団地でも、東京でも、これは同じだろうと思います。先だって事件があった向島でも1000戸の空き家があったそうでございます。そこで、まず、質問をしてみたいと思います。町内にどれぐらいの空き家があるのか、各エリアごとに報告をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 各エリアごとの空き家の状況ですけれども、平成26年度に町で行った空き家実態調査の結果に、それ以降情報提供があったものを差し引きした件数でお答えします。平成29年12月時点で、芸北地域で291戸、大朝地域で206戸、千代田地域で413戸、豊平地域で340戸、北広島町全体では1250戸の空き家があると把握しております。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） そういう1000戸以上の空き家があるわけですが、空き家バンクにどれぐらいの登録があるのかお聞きしてみます。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 空き家バンクの質問なので、企画課のほうからお答えさせていただきます。空き家情報バンクでございますが、平成30年の5月末時点で、登録件数は39件でございます。売買が33件、賃貸が5件、両方、売買・賃貸オーケーですというのが1件ということでございます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 貸す、売るについてもあまり情報がないようでございますが、1000以上の空き家があって、それぐらいの件数しかない。私はここで一応相続される方に、将来自分で都会のほうに出ておられる方もあるでしょうが、自分で将来管理をされるのかされんのか、ここら辺りが大きなポイントになってくるんじゃないかと私は思っております。ここら辺りの調査を何らかの方法でやってみてはどうか、今までやったことがあるか、今後どのように取り組んでいくか、質問してみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 将来の管理方法についてのご質問ですけれども、平成26年度に行った空き家実態調査の結果を受けまして、翌平成27年度に町内にある空き家を所有する方宛に、空き家所有者意向アンケート調査というものを実施いたしました。アンケートの中で、将来の管理の予定や北広島町空き家情報バンクへの登録の意思の有無などをお尋ねし、781人の空き家所有者の方から回答がございました。将来の管理についてでございますが、約3人に1人、33%の方はご自身で継続して管理を続ける予定があるとお答えされております。それから約25%、4人にお1人の方は、売却もしくは解体を考慮しておられるようです。それから賃貸、地域や公共利用してほしい、子や孫に任せるなどの順で続いております。

- 議長（伊藤久幸） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 先だって、行政報告を見ておりましたら、建設課にも、将来、危険空き家になるであろう2軒の解体を指導されたと載っておりましたが、どのような指導をされたのかお聞きしてみます。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 所有者の方が判明されて、特定空き家ということで、危険建物で認定されましたら、助言指導を行うんですけども、文書、または電話なりで助言指導を行っております。先ほど議員がおっしゃいました2軒につきましては、既に平成30年度、きょう時点でも解体が進んでおります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 早めこういう指導されてから、危険空き家がなくなるように努力していただきたいと思います。相続される方に、将来自分で管理されるのかということ聞いたところ、33%ぐらいの方が売ったり貸したりというようなことを答えておられますが、その方は、家も山も農地も、どっちかいうたら、要らないという方であろうと思います。ここら辺りが一番問題になるわけで、私も時々相談受けますが、死人が登記を持つとったんじゃなかなか難しいんで、相続登記はしていただかんと、なかなか売買にはなりませんよというようなことも言いますが、このようなことに対しての相談が町のほうにもあるのかないのか、今後どのように、このことを考えていくのか、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 町のほうでは、空き家に関する多くの悩みや不安にお応えできるように、空き家の相談窓口を設けて対応しております。企画課のほうでは、主に利活用の関係、それから建設課のほうでは、適正な管理の分野に分かれて相談をお受けしております。また、平成29年度には広島法務局、広島司法書士会と連携し、千代田中央公民館で相続登記に関する講演会を実施いたしました。そのほか、北広島町商工会と協定を結びまして、空き家所有者からの仏壇や家財の撤去、家屋の修繕、管理などの空き家に関する要望に対して、町内の業者の紹介ができる体制を整えております。現在、町の空き家対策の制度としては、家財処理費用と増改築費用の補助制度を設けています。いずれも空き家情報バンクに登録することを条件としております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 相続のことについては、売るにしても相続をしておくということが大切なことだろうと思うんです。それから相続放棄というのは、私も研究しておりませんが、時々電話がかかってくるんで、親のお金のことから一番先に相続の放棄をしてはどうかと言うたら、そこから先は言うてんないです。私も、安佐北区のほうに妻の弟が住んどった家がありますが、これを整理しようということで妻と考えたところ、中へ仏壇があったんじゃなかなか買い手がつかんということで、これはお寺のほうへ行って供養していただいて、中のものも整理したりしたら、早速、高うはなかったですが、すぐ売れました。やはり中のものを整理しておくということが一番の条件じゃないか思います。ここら辺りのことについて、何か指導されたり、いい考えがあるのか、伺ってみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 詳しく、仏壇じまいの方法について、私もちょっと承知しかねますけど

も、先ほど申しましたように、空き家の所有者の方から、そういったご相談があった場合は、北広島町商工会にそういう事業者様もおられますので、そういった方をご紹介するようにさせていただきます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） こういう一つ一つの問題を全国ではどのように解決していこうかということで、地域を挙げてNPO法人を作って、やはり相続人の方に空き家をどうするのかとか、それから、今言われたような中の品物はどうするのかとか、特に仏壇あたりはどうするのかというようなことを考えながら、家を持っておられる方と相談をして、解決していくところがあるかのように聞いておりますが、町はどのように把握しておられましょか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 北広島町内にも、地域の空き家問題に積極的に取り組んでおられますNPO法人、それから自治会、地域振興会の団体があるというふうに確認をしております。町のほうでは、地域連携型空き家活用対策事業補助金や空き家情報バンクなどの制度を広く周知いたしまして、各地域団体の協力をいただきながら、ともに空き家を活用した地域の発展を目指してまいりたいと考えます。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 私もこの通告を書いてから、中国新聞を読みよったら、内海町の例が先だって載っておりました。ここへは豊平の地域協議会も研究に行っております。3年かぐらい前、私も同行しておりますが、やはり町が一生懸命にやっても、この問題はなかなか解決する問題じゃないんだろうと思う。そこで、どのようにして解決を図るかということを考えたときに、先ほど、他の答弁で町長が町民と一体になってというようなことを答えておられましたが、やはり町民と一体になってこのことを取り組んでいくということが必要なんだろうと思う。さすれば、町のほうから、このことについて、地域協議会あたりに空き家対策に取り組んでいくことを考えたいということ促して、一つ一つの問題をどのように解決していくのかというようなことを町民と一体になって、これに取り組んでいかんと、今、財政が厳しいときに、将来、空き家対策でお金が要るようなことが起こりよったんじゃないけんとするんで、このことは早めにあらゆる対策を練って行ってほしいと思うわけです。ここら辺りについての考えはどうでございましょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 地域協議会のお話が出ましたので、企画課のほうから答弁させていただきます。当然、役場だけではなくて、地域の方の協力も得ながら進めていかないと、この空き家対策ということは、なかなか前に進んでいかないと十分認識しております。それで空き家等対策協議会というところで空き家の関係については、いろいろな有識者やそれから警察、消防、いろいろな町の組織が集まって協議しておりますが、その中にも地域代表ということで、各旧町からは集まっていただいております。さらに、区長会でも、地域として取り組んでいただくという制度では、今の空き家を地域の公共的なものとして有効活用するということに対しては補助金が出ますよというようなメニューもありますので、それらの紹介でありますとか、それからホームページ上も皆さんにいろいろ周知をしておるところです。その周知の中でも、空き家の管理は、所有者が自らの責任において必要がありますというようなところもこれまでもさせていただきます。直接まちづくりの中で、これまで空き家に取り組んでいきまし

ようということは、恐らくメニューとしては具体的には提示はしていないかも知れませんが、恐らくこれから各振興会等のビジョンなりを作る段階では、必ず空き家が少しはネックになってくる地域もかなりあると思いますので、それらにつきましても、町の関わりとして対応させていただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 係だけでなく、職員一丸となって、このことへ取り組んでいってほしいという願いを持って、やるということでございますので私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤久幸） これで濱田議員の質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本会議は20日、審議、採決となっておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 05分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~